問１　　現在総合事業のデイサービスを継続利用されている方へ、元気あっぷ教室の利用

に繋げるときの判断基準はどう捉えればよいか?

事業対象者は更新の手続きはないが、プランの切り替えの時に全員に促すとして

本人が拒否し、現在のサービスを継続利用したいと希望されたときはそのまま継続

でのプランをたててよいのか

　答　　認知がある人、医師から運動制限をされている人、高齢のため運動機能の強化を図

っても改善の見込がない人、入浴施設への交通手段がなく施設での支援が必要な人

等は、元気あっぷへの参加は考えていない。プラン切り替え時に、十分なアセスメン

トをお願いしたい。

問２　　該当者に市から通知や説明の文書は届かないのか?

ケアマネからの説明では根拠が示せず、混乱される可能性が高い

　答　　市では、該当者の把握が出来ていないため個別の通知は難しい。

　　　　5月の広報で周知したいと考えます。

問３　　要支援認定者で通所リハビリを使用されている方にも更新の際に元気あっぷ教室

への参加を促すのか

　答　　対象者ではありません。

問４　　プランは予防プランと同様の形式でよいのか?ケアマネジメントの類型、居宅料は

どうなるのか?

　答　　プランの様式は2月22日の主任ケアマネ研修でお示しした通り。

　　　　ケアマネジメントAでの請求となる。

問５　　元気あっぷ教室を卒業後、地域ケア会議でその後の利用について協議されるとの

ことだが、判断基準はどうなっているか?
本人の希望に添ってよいのか?　地域ケア会議の参加者は誰か?

　答　　3か月目の状態を見て、市と委託事業所で協議をし、卒業前の三者面談で本人に伝え、今後の方針を決めていく。